

### 3 . 審議事項

#### ( 2 ) 個別占用案件の審議【審議資料 2】

##### 【許可更新】

神津運動広場（伊丹市）

猪名川河川敷緑地  
（猪名川第3・第4運動広場）（伊丹市）

東久代公園（川西市）

## 個別占用案件のカルテ（許可更新）

---

### 神津運動広場（伊丹市）

番号	01014	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	------	------	-----	----	--------------------------------

### 1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図		現況写真	
現在の利用形態	グラウンド2面		
占用面積	17,454.54㎡	付帯施設等	バックネット(可搬式)61基 案内板(可搬式)1箇所 塁ベース(可搬式)8箇所
許可の経緯	<当初許可> 昭和55年5月10日 <前回更新許可> 平成28年7月12日 <許可期限> 平成33年3月31日	利用者数	平成22年度 33,296人 平成27年度 10,870人 平成23年度 34,565人 平成28年度 24,593人 平成24年度 31,593人 平成29年度 22,865人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤外地	団体数	平成25年度 17,715人 平成30年度 7,210人 平成26年度 6,728人 令和元年 22,791人
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。</li> <li>・占用範囲と河川側との間は、雑草が茂っている状態となっている。</li> <li>・上流側(北部)に桑津橋が隣接しており、橋の上流側に本市が占有している猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)が隣接している。</li> <li>・下流側は、猪名川河川敷緑地がある。</li> <li>・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。</li> </ul>		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ピオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。</li> <li>・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成に努めるとしている。</li> <li>・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。</li> </ul>		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年5月10日に占用許可をいただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民が野球、グラウンドゴルフの用途で利用している。</li> <li>・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。</li> <li>・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。</li> <li>・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年度3月末に復旧した。</li> </ul>		

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

## 2. 施設の現状

(占有者作成)

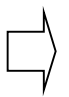
占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85,959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く、市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占有期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちの夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
	管理状況	(施設管理) ・野球の団体が運営委員会を組織して、自主的に運営している。利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。	
(不法占用) ・野球用具、ベンチ、照明器具等の不法占用物件がある。			
(維持管理計画) 1年を通して、運営委員会が主に管理している。定期的にグラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。河川の増水が予想される場合は、設置物は可搬式にしており事前に工作物の撤去を行う。(年1回、撤去訓練を実施している。)			
利用状況	(利用者・利用ルール) 土日祝は、ほぼ終日利用している。平日は午後の時間帯は主に少年野球が練習で利用している。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。		
	(駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。 猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体と連携を図り自然保護に努めている。		
	(環境意識の啓発) 令和元年7月7日に猪名川河川レンジャーの環境学習会を実施、令和2年2月15日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。今年7月も環境学習会を開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。来年2月の猪名川クリーン作戦も利用者を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。		

安全への配慮	
--------	--

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

### 3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		変更後の 占用内容	
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模			
変更場所 の範囲図		管理体制	
占用内容 変更による 河川環境への 影響			
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み			
その他 特記事項			

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

#### 4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該占有地は猪名川と藻川分流部の上流に位置し、低水路には砂洲が発達する。</li> <li>・砂洲には一年生草本群落が見られ、河岸にはセイバンモロコシやカナムグラの群落が広がっている。</li> <li>・鳥類では、重要種のおおしきり(鳥類)、カイツブリ(鳥類)、カワセミ(鳥類)等が確認されている。</li> </ul>
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・占有地周辺に生育するツルヨシ群落などは、おおしきり(鳥類)の重要な生息地になっている。</li> <li>・水際の裸地は、イソシギ(鳥類)やコチドリ(鳥類)の生息環境として重要である。</li> </ul>
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水域までの距離:約 10~50m</li> <li>・右岸は砂洲が広がっており、一年生草本群落が発達する。</li> <li>・左岸は護岸が整備されているものの、水際にはツルヨシ群落が帯状に分布する。</li> </ul>
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 1.4m</li> </ul>

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

**5 . 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見**

(委員会作成)

**6 . 河川管理者の判断**

(河川管理者)

番号	01014	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.0K-54m~6.2K-68m 5.8k+110m
----	-------	------	-----	------	-----	----	--------------------------------

**【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真**

(委員会事務局作成)



上流側全景



下流側全景



堤防側の状況



堤防裏法側の状況



河岸側の状況



水際の状況



利用ルール看板の状況



桑津橋下の状況



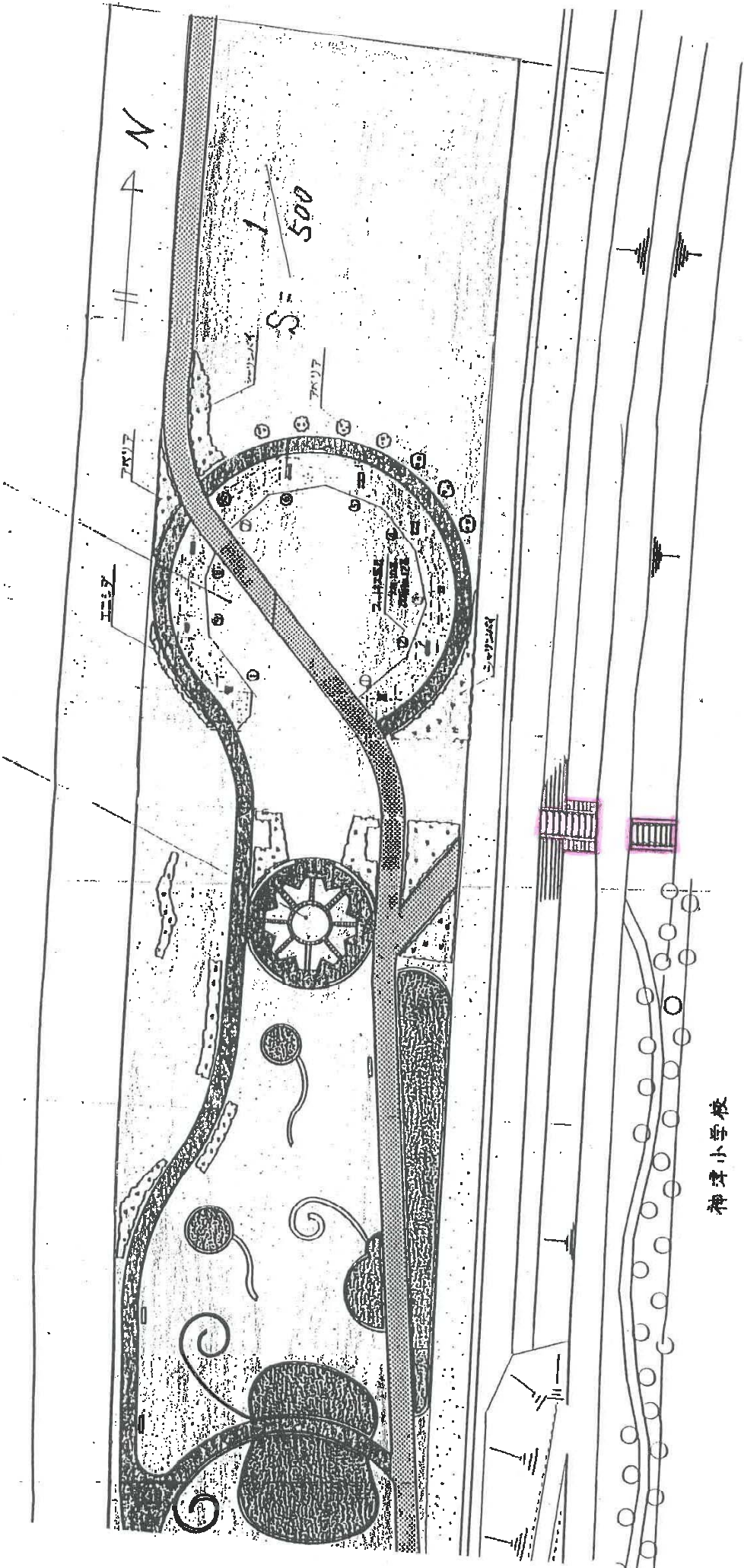
猪名川河川敷 平面图 S=1:500



占用区域

維持管理区域

河原



比例尺: 1:500

神潭小学校

河川保全利用チェックリスト / その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	: 保全されている : どちらともいえない x : 保全されていない		昆虫館・みどり自然課と連携して実施している環境学習会の内容を運営委員会にも周知し、広場整備と併せて外来種駆除の協力をお願いしている。		引き続き外来種対策に取り組みたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	: 連続性が確保されている : どちらともいえない x : 分断されている		占用地の一部は自然の形を残している。		グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	: 配慮されている : どちらともいえない x : 配慮されていない - : 該当する工作物がない	-		-	該当する工作物がない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等を実施しているか	: 実績又は計画が妥当である : 計画又は計画がやや妥当性にかける x : 特に実施していない	x		x	環境保全にかかるとる啓発看板等は設置されていない	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	: 実績又は計画が妥当である : 計画又は計画がやや妥当性にかける x : 特に実施していない		年1回伊丹市全体の一斉清掃や環境学習を行っている。	○	河川レンジャーと連携した環境学習等が実施されている	
生物多様性の保全・再生								

河川保全利用チェックリスト/その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	:川とふれあう施設である :どちらともいえない x :川とふれあう施設ではない	x	運動施設のため。		川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	:把握している :ある程度の推定はできる x :把握していない		毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握はされている	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	:定めている :定めているが不十分 x :定めていない		禁止行為や使用後の清掃等について、ルールを定めている。	x	禁止事項や使用後の清掃等のルールが定められているが、広場利用者により不法行為が行われている。	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	:明示している :一部明示している x :明示していない		看板等で明示している。		看板が設置されているが、老朽化により明示が不十分。	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	:排他・独占的な利用はない :どちらともいえない、不明 x :排他・独占的な利用がある		利用団体により結成される運営委員会が利用しているが、委員会参加について排他性はない。		運営委員会規約により、加盟条件に排他性がないことを確認した。	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	:十分配慮している :配慮しているが不十分 x :配慮が全く不足している、無配慮 :駐車場はない	-			-	駐車場はない
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	:十分検討している :検討しているが不十分、現在検討中 x :検討が全く不足している、未検討 :設置の要望や計画がない	-			-	駐車場の計画はない
川の利用と責任 C								
駐車場								

河川保全利用チェックリスト/その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	: 整備されている : 一部整備、整備途上 × : 整備されていない		運営委員会・市で協力して管理している。		運営委員会規約において管理体制・計画が定められている。 しかし、利用者が河川管理施設に重大な損傷を与え、また無許可工事物の放置も改善されておらず、適切な管理が行われていない。	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	: 適正である : 一部改正の余地がある、改正中 × : 適正とはいえない、計画がない		運営委員会において定期的に利用調整会議を行い管理している。	×		
	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	: 適正管理されている × : 不法占有の実態がある	×	占有物件以外は、今後も引き続き持ち主に対して撤去の指導をしている。	×	占有物件以外のものが放置されている。	

取組状況報告書 神津運動広場(伊丹市) 【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	占有物件以外のものを放置せず、その都度持って帰るように管理していただきたい。	神津運動広場運営委員会会長、さらに団体代表者に対して、占有物件以外の物も含めて設置している備品について整理を行うよう指導した。占有地復旧後も整理が行えるよう指導することに努める。	平成30年6月、占有許可物件以外の設置物や道具、堤防外に設置されている道具入れの倉庫等について撤去するよう指導した。その後も占有物件以外のもものが放置されていたら、その都度指導や注意を行っている。		
2	硬式野球を行っているが、安全性を高める努力をしていただきたい。	占有地復旧後にバックネット他看板等の設置も検討していききたい。	占有物件のネット等を使用し、堤防側通行者にボールが飛ばないよう配慮している。また、河川管理用通路付近に人を立たせ、通路側へボールが飛ばないよう対策している。		
3	刈った芝をきっちりと処分していただきたい。	その都度クリーンセンターと連携して処分している。	刈った芝はそのまま放置せず、クリーンセンターと連携して処分している。		

4	環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。	環境関連部局とも連携し看板設置を検討する。豪雨の被害を受けにくい場所等も併せ、検討する。	設置場所や掲載内容等について環境関連部局と連携、調整し、今年度設置する予定。		
5	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組んでいく。	令和2年2月15日に行われた猪名川クリーン作戦に参加した。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	工事後の草刈りについてきちんと管理を続けること。	定期的に利用者が草刈りを実施している。		
2	工事完了後も占有物件以外のも物が放置されているのを発見したら、指導や注意を行うこと。	占有物件以外のも物が放置されているら、その都度指導や注意を行っている。		



甲様式1

27国近整猪占調河占第135号

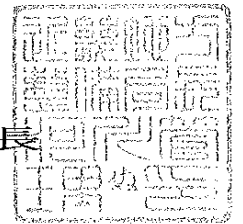
## 許 可 書

住所  
氏名 伊丹市

平成28年2月16日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（神津運動広場）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 7月12日

近畿地方整備局長

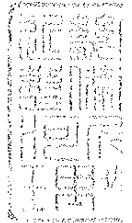


- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。



別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園(多目的運動広場)
- 3 場所 伊丹市森本1丁目地先  
(左岸 6.0k-54m~6.2k-68m及び5.8k+110m)
- 4 工作物の名称  
又は種類 神津運動広場
- 5 工作物の構造  
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 \_\_\_\_\_
- 7 占用面積 17,454.54㎡
- 8 占用期間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



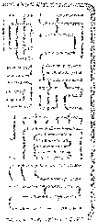
要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を經由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物



は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数量
運動施設	野球場 (陸上競技場・サッカー場兼用)	2箇所
管理施設	階段 案内板(可搬式) バックネット(可搬式) 塁ベース(可搬式)	2箇所 1箇所 61基 8箇所

バックネット内訳

幅	高さ	数量
2	2	42
3	2	5
3	4	2
3.2	4	10
5	2	1
15	3	1
計		61



## 個別占用案件のカルテ（許可更新）

---

猪名川河川敷緑地（猪名川第3・第4運動広場）  
（伊丹市）

番号	01018	占用目的	運動公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	------	------	-----	----	------------------

## 1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の利用形態	グラウンド3面(猪名川第3・第4運動公園)第3公園はA・Bの2面のグラウンド有				
占用面積	27,113.34㎡	付帯施設等	サッカーゴール(可搬式)12基 ベンチ(可搬式)17基 植栽(アベリア)約1,920本		
許可の経緯	<当初許可> 昭和58年3月16日 <前回更新許可> 平成28年4月4日 <許可期限> 平成33年3月31日	利用者数	平成22年度 110,785人 平成27年度 112,365人 平成23年度 103,610人 平成28年度 108,500人 平成24年度 107,080人 平成29年度 96,150人		
堤内地・堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>	団体数	平成25年度 56,800人 平成30年度 24,410人 平成26年度 16,030人 令和元年度 117,574人		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。</li> <li>・占用範囲と、河川側との間は、河川敷内通路があり、河川側は雑草が茂っている状態となっている。</li> <li>・上流側(北部)に雑草が茂っている状態となっている。</li> <li>・下流側は、桑津橋と隣接しており、橋の下流側に本市が占有している神津運動広場がある。</li> <li>・隣接する堤内地は、工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。</li> </ul>				
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画では、猪名川等を公園整備に加えてこれらを生かし、水路、河川、池、緑地、緑道、ピオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。</li> <li>・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に配慮した管理を充実させることで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。</li> <li>・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。</li> </ul>				
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和58年3月16日に占用許可いただいて以来、地域住民のスポーツ活動の場として多くの市民がサッカー、野球、グラウンドゴルフ、ソフトボール等の用途で利用している。</li> <li>・平成25年9月15日に起きた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。</li> <li>・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。平成27年4月1日から復旧し使用可能となる。</li> </ul>				

・平成30年7月豪雨によりグラウンドが冠水し、国からの補助を得て、平成31年3月末に復旧した。
---

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツ活動の場として市の屋外体育施設は全体で85,959㎡ある。当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57,477㎡で全体の66.9%を占めていることから、河川敷の運動施設は本市として不可欠な位置づけとなっている。
	(必要性) 本市においては市民スポーツ活動の場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。しかし伊丹市は東西南北約5km、約25K㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっており、既に市街地の構成された状況では新たな施設を設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来38年間の占用期間の中で、ここで少年野球をしていた選手が、日本を代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市では、野球をする少年たちに夢を実現する場所として欠かせない場所となっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。
	(施設管理) ・平成18年度より指定管理者による管理が始まり、令和元年度からはアシックス・サンアメニティ共同体により、利用調整、施設整備等を前回同様行っている。 ・利用団体が毎回使用時にごみの回収を行い持ち帰っている。現在くずかごの設置はしていない。
管理状況	(不法占用) 無し
	(維持管理計画) 1年を通して、指定管理者に委託しており、定期的に、随時グラウンドの整備や、清掃及び草刈を行い、清潔に保つことに留意している。 河川の増水が予想される場合は、事前に工作物の撤去を行う。(1年に1度工作物の撤去訓練を実施。)
利用状況	(利用者・利用ルール) 年間の予約は年間利用調整会議で、体育協会に加入している使用団体が年間利用日を押しさえ、それ以外の市民の利用者は、月初めの1日から7日までの間で、開いている日にインターネットで予約をする。その予約日が重なれば、抽選を行い決める。それ以後に空きがあれば随時受け付ける。 利用者は、グラウンドがいつも清潔に保てるようごみは持って帰るようになっている。
	(駐車場) 堤内側の河川区域外にある。




前回審議の意見	別紙のとおり	前回審議意見の対応	別紙のとおり
環境保全に向けて申請者の取り組み	<p>(環境への配慮)</p> <p>外来植物等の駆除をみどり自然課と連携しながら行っている。</p> <p>猪名川河川事務所より紹介をいただき、ボランティア団体との連携を図り自然保護に努めている。</p> <hr/> <p>(環境意識の啓発)</p> <p>令和元年7月7日に猪名川河川レンジャーの環境学習会を実施、令和2年2月15日猪名川クリーン作戦に施設利用者が参加した。今年7月も環境学習会を開催予定だったが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。来年2月の猪名川クリーン作戦も利用者を募り参加する予定。こういった取り組みを続けることで今後も施設利用者の環境意識を高めていきたい。</p>		
安全への配慮			

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

### 3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容		変更後の占用内容	
変更要望の内容			
内容変更の必要性			
変更の規模			
変更場所の範囲図		管理体制	
占用内容変更による河川環境への影響			
占用内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み			

その他 特記事項	特になし
-------------	------

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

#### 4. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には砂洲が発達する。</li> <li>・低水路には砂洲が広がっており、大部分が裸地となっているが、一部ネズミムギ、シロザ、オオイヌタデ等の一年生草本群落が見られる。また水際の湿性立地ではヤナギタデ、オオクサキビ、ツルヨシ等が生育している。</li> <li>・鳥類では、河川敷草地においてキジ、ヒバリ、オオヨシキリ、セッカ、カワラヒワ、スズメ等が確認されたほか、水辺や水域ではカワウやササゴイ、コサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、カワセミが確認されている。</li> <li>・昆虫類では、草地や裸地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類やカスミカメムシ類、シロチョウ類、ハナアブ類やテントウムシ類が多く確認されている。また河川敷草地ではコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。</li> <li>・両生・爬虫類では、水辺にクサガメ、ミシシippアカミガメが確認され、哺乳類では堤防上の人工構造物ではイタチ属の糞、オギ原でカヤネズミの巣が確認されている。</li> <li>・重要種としては、イソシギ、ハマシギ、コチドリ、オオヨシキリといった鳥類、シルビアシジミ、アキアカネ、キアシハナダカバチモドキといった昆虫類、哺乳類のカヤネズミなどが確認されている。</li> </ul>
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。</li> <li>・堤防の草地はシルビアシジミにとって重要な生息地となっている。</li> <li>・水際のツルヨシ群落は、オオヨシキリやカヤネズミにとって重要な繁殖環境となっている。</li> </ul>
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水域までの距離:約 10~50m</li> <li>・右岸は、砂洲が広がっており、ヤナギタデ等の一年生草本群落が発達するほか、ツルヨシ群落が見られる。</li> <li>・左岸には護岸が整備されている。</li> </ul>
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 2.9m</li> </ul>

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

**5 . 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見**

(委員会作成)

**6 . 河川管理者の判断**

(河川管理者)

番号	01018	占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	左岸 6.2K~6.6K-50m
----	-------	------	-----	------	-----	----	------------------

**【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真**

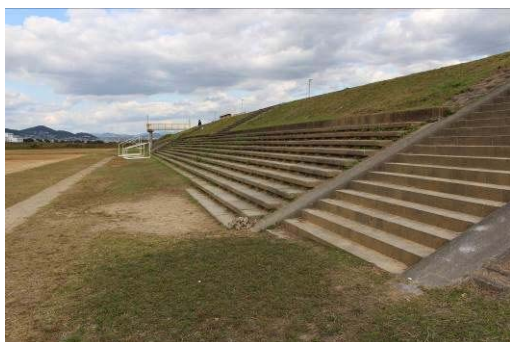
(委員会事務局作成)



上流側全景



下流側全景



堤防側の状況



河岸側の状況



占用標示板の状況



利用ルール明示看板(ゴルフ禁止)の状況

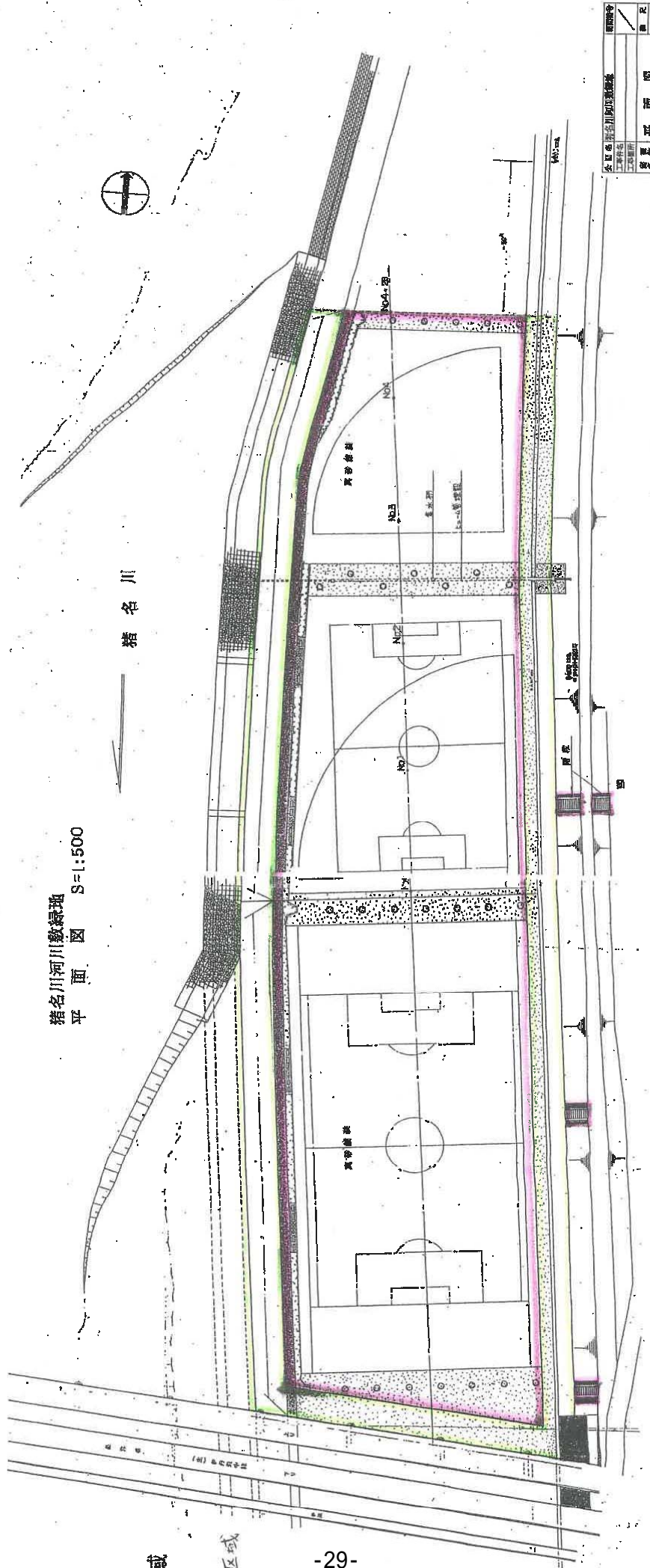


利用ルール明示看板の状況



ツルバカマの状況

猪名川河川敷緑地  
平面図 S=1:500



縮尺	1:500
図名	猪名川河川敷緑地平面図
製図者	
検査者	
承認者	
日付	

河川保全利用チェックリスト / その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	: 保全されている : どちらともいえない × : 保全されていない		昆虫館・みどり自然課と連携しながら外来種対策に組み組んでいる。		引き続き外来種対策に取り組まれない	
	横断方向の連続性の配慮 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	: 連続性が確保されている : どちらともいえない × : 分断されている		占用地の一部は自然の形を残している。		グラウンド等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	: 配慮されている : どちらともいえない × : 配慮されていない - : 該当する工作物がない		自然色アスファルト等の舗装を実施しているが、生物多様性に配慮した構造になっている。		舗装種別等、異なる工夫の余地がある	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等を実施しているか	: 実績又は計画が妥当である : 計画又は計画がやや妥当性にかける × : 特に実施していない	×	現在は特に実施していない。	×	環境保全にかかわる啓発看板等は設置されていない	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	: 実績又は計画が妥当である : 計画又は計画がやや妥当性にかける × : 特に実施していない		年1回伊丹市全体の一斉清掃や環境学習を行っている。	○	河川レンジャーと連携した環境学習等が実施されている	



河川保全利用チェックリスト / その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の 利用と責任 C	利用形態	利用者が川とふれあう施設・自然観察等)が可能な施設か	:川とふれあう施設である :どちらともいえない x:川とふれあう施設ではない	x	運動施設のため。		川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある		
	利用状況の把握	C-1	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	:把握している :ある程度の推定はできる x:把握していない		毎年報告を行っている。	○	利用者数の把握はされている	
		C-2	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	:定めている :定めているが不十分 x:定めていない		くずかごを設置せず各自でゴミを持ち帰る。		ゴルフ・火気使用等の禁止行為や、ゴミの持ち帰り等のルールが定められている。	
	利用者への明示	C-3	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	:明示している :一部明示している x:明示していない	x	看板表示がはずれてしまったり状態が残っている状態のため利用者へ明示できていない。	x	看板による利用者への明示はされていない	
		C-4	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	:排他・独占的な利用はない :どちらともいえない、不明 x:排他・独占的な利用がある		市体育協会加盟の団体等が大会等で優先的に使用。空いている日は一般利用。		市体育協会加盟団体が優先使用しているが、他の一般利用者も空いていれば利用可能。	
	利用方法や管理体制への配慮	C-5	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	:十分配慮している :配慮しているが不十分 x:配慮が全く不足している、無配慮 :駐車場はない		利用者が多い休日には係員を配置し、平日も定期的に巡回している。		定期的な巡回や整理員の配置がされている。	
		C-6	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	:十分検討している :検討しているが不十分、現在検討中 x:検討が全く不足している、未検討 :設置の要望や計画がない	-	すでに駐車場の設置している。(河川区域外)	-	新たな駐車場の計画はない	
駐車場	C-7	設置のためへの検討の有無							

河川保全利用チェックリスト/その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理							
	管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 整備されている</li> <li>: 一部整備、整備途上</li> <li>x: 整備されていない</li> </ul>		指定管理者制度により管理者を明確化している。	○	指定管理者による管理が実施されている	
	管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 適正である</li> <li>: 一部改正の余地がある、改正中</li> <li>x: 適正とはいえない、計画がない</li> </ul>		周辺住民から要望があった場合も指定管理者を通じて迅速に対応しているため適正である。	○	指定管理者により適正に管理が実施されている	
不法占有	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を持ち込まないよう、適正に管理しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>: 適正管理されている</li> <li>x: 不法占有の実態がある</li> </ul>		指定管理者が適正に管理している。		適正に管理されている。	



取組状況報告書 猪名川河川敷緑地(猪名川第3・第4運動広場)(伊丹市) [許可更新時]

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	アペリアの植栽の中に雑草が伸びてきており、雑草の管理を行っていただきたい。	雑草の除去に努め、適切な管理に努める。	適切な植生管理を行うよう指定管理者に指導している。		
2	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	引き続き環境学習会や清掃活動に取り組んでいく。	令和2年2月15日に行われた猪名川クリーン作戦に参加した。		
3	環境保全に関する啓発看板の設置をお願いする。	環境関連部局とも連携し、看板設置を検討する。豪雨の被害を受けにくい場所等も併せ、検討する。	設置場所や掲載内容等について環境関連部局と連携、調整し、今年度設置する予定。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第2回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	工事後の草刈りについてきちんと管理を続けること。	2019年4月から指定管理者が変わったこともあり、整備エリアを明確にし、整備する際は、猪名川に在来する植物群については伐採しないよう指導している。また、2019年7月、猪名川第4運動広場のツルフジバカマ養生エリアを仮囲いし、よりわかりやすくした。		
2	草刈りの時期については、慎重に検討すること。	1週間に1度見回り、伸びている箇所については、随時草刈りを実施している。		
3	アベリアの植栽の中に雑草が伸びてきており、雑草の管理を行っていただきたい。	アベリアの植栽の中の雑草についても適正に管理するよう指定管理者に指導している。		



甲様式 1

27 国近整猪占調河占第 1 4 1 号

## 許 可 書

住所  
氏名 伊丹市

平成 2 8 年 2 月 1 6 日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（猪名川第 3 ・ 第 4 運動広場）については、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条及び第 2 6 条第 1 項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成 2 8 年 4 月 4 日

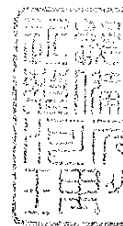
近畿地方整備局長

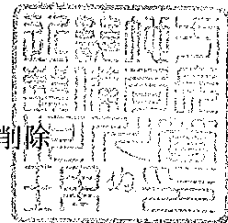


- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできない。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

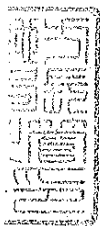
- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園(多目的運動広場)
- 3 場所 伊丹市東桑津池田川筋地先  
(左岸 6.2km~6.6km-50m)
- 4 工作物の名称  
又は種類 猪名川第3・第4運動広場
- 5 工作物の構造  
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 \_\_\_\_\_
- 7 占用面積 27,113.34㎡
- 8 占用期間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで





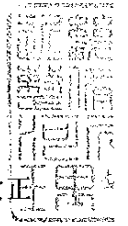
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) ~~この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができなくなるとき。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物



は堤内の土地に搬出しておくこと。

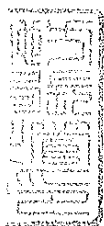
- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る猪名川河川敷緑地の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (23) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

5. 工作物の構造又は能力

名称	構造又は能力	数量
運動施設	球技場	3箇所
	コンクリート縁石	1,016.00m
	擬石縁石	699.00m
	自然色アスファルト舗装	1,048.00m <sup>2</sup>
	真砂舗装	21,994.00m <sup>2</sup>
	インターロッキング舗装	115.80m <sup>2</sup>
	芝舗装	2,603.80m <sup>2</sup>
	ラインマーク	一式
修景施設	植栽（アベリア）	1,920本
休養施設	ベンチ（可搬式）	17基
管理施設	階段（幅員2.8m 延長8m）	4箇所
	サッカーゴール	12基
	ヒューム管（埋没）	60.00m
	集水柵	1基





## 個別占用案件のカルテ（許可更新）

---

### 東久代公園（川西市）

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m～8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	------------------

## 1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 球技場から下流側へ  テニスコートから上流側へ
現在の利用形態	園路: 総延長 3,763m 広場: 自由広場 1 カ所、休養広場 2 カ所 運動広場: 野球場 1 面、球技場 1 面、テニスコート 5 面		
占用面積	72,152.83㎡	付帯施設等	バックネット 4 基、防球ネット、ベンチ 34 基、トイレ 2 基、日除けテント 8 基、その他
許可の経緯	<当初許可> 昭和 49 年 3 月 1 日 <前回更新許可> 平成 28 年 8 月 16 日 <許可期限> 令和 3 年 3 月 31 日	利用者数	平成 27 年度 84,048 人 平成 28 年度 102,983 人 平成 29 年度 85,259 人
堤内地・堤外地	堤内地 ・ <u>堤外地</u>	団体数	平成 30 年度 83,941 人 令和 元 年度 89,386 人
周辺の土地利用の状況	・ 占用地は都市公園の東久代公園として位置づけられており、隣接する堤内地は、堤防を挟んで上流側は第一種住居地域、下流側は準工業地域が広がっています。 ・ 上流側は高木井堰、下流側は伊丹市が占用している猪名川第 1 第 2 運動公園と接しています。		
関連諸計画における占用地の位置付け	・ 「第 5 次川西市総合計画」では、競技スポーツの場として、また、スポーツを通じた仲間作り、世代間の交流などコミュニティの形成の場として、東久代公園を始めとする市内の体育施設の適正な管理・運営が必要であると位置づけています。 ・ 兵庫県の地震災害対策計画(防災予防計画)において東久代公園を広域防災拠点としており、有事の際は救援・復旧活動要員出動及び地域内外からの緊急物資、復旧用資機材等の集積・配送の拠点とします。 ・ 「川西市緑の基本計画」では、猪名川全体を水に親しみ自然とふれあうことができる水辺の空間として捉え、整備にあたっては自然環境に配慮したものとする必要があるとしています。 ・ 「生物多様性ふるさと川西戦略」では、猪名川全体を市内の水生生物の多様性の確保、保全の場として重要な空間であるとしています。		
その他特記事項			

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m ~ 8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

## 2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 現在、本市の屋外有料施設としては、東久代公園以外には、市の中部に位置する「市民運動場」1カ所しかないことから、東久代公園は、本市にとって大変貴重なスポーツ施設となっています。また、既に市街地が形成されている本市の現状を踏まえると、現在占用している70,000㎡もの東久代公園の代替地を確保することは大変困難です。
	(必要性) 東久代公園は都市施設の一環である都市公園の充実を図るため昭和49年から占用してまいりました。主な施設は、野球場、球技場、テニスコート、自由広場、休養広場で、駐車場と管理事務所がある運動公園として市民に親しまれています。 年間の利用者数は、有料施設だけで89,386人(令和元年度)に達し、スポーツ愛好団体から家族連れまで多くの市民があらゆるスポーツを楽しんでいます。 今後とも、スポーツを通じた仲間作りと世代間交流等コミュニティ形成の場、さらにはスポーツを通しての市民の健康増進の場として、東久代公園は必要不可欠であると考えます。
管理状況	(施設管理) 平成26年度から、公募により(公財)川西市文化・スポーツ振興財団を指定管理者として指定いたしました。現在、職員2名と受付業務等を行なう職員1名が常駐し、管理運営にあたっています。
	(不法占用) 本市占用区域内に建設資機材等の不法占用物件があり、現在、猪名川河川事務所と共に、不法占用者の事務所に出向いたり、現場に立看板を設置したり等、是正指導をおこなっています(令和2年度には弁護士と委任契約を締結し、通知文書の送付等を実施)。
	(維持管理計画) 随時施設点検を実施し、必要な箇所について順次修繕を実施しています。
利用状況	(利用者・利用ルール) 無料の「公園」スペースでは、24時間いつでも誰でも利用でき、散歩や休養など憩いの場として多くの市民にご利用いただいています。一方、「体育施設」は、基本的に事前にインターネット等で予約をしたうえで有料でご利用いただいています。 なお、公園利用者に対し、以下のとおり看板等で掲示し周知を図っています。 ・当公園内においては管理職員の指示に従う。 ・公園の秩序及び風紀を乱し公益を害した時等管理上支障があるときは使用を禁止する。 ・公園を使用する事によって生じた傷害その他事故については使用者責任において処理すること また、禁止行為を下記のとおり定めています。 ゴルフや模型飛行機の飛行等危険な遊び、犬や他の動物の放し飼い、酒類の持込及び酒気を帯びていると認められるものの入園、花や木を傷めること、魚や鳥を殺傷すること 公園その用途以外に使用すること

	(駐車場) 無料駐車場 87 台を設置しています。		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) 指定管理者において随時、除草作業や清掃作業を行っています。		
	(環境意識の啓発) 占有区域内での環境に配慮した利用の遵守や環境保全への意識の高揚を図ることを目的とした環境啓 発看板の設置について、河川洪水時にも危険のない形態での設置を引き続き検討してまいります。 河川の環境保全に対する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携し、利用者を対象にオオブタク サやキクイモの駆除体験を含む外来植物に関する環境学習会を開催いたしました。		
安全への配 慮	河川洪水時の対策として、占有物はすべて可搬式とし、猪名川水位が一定以上に上昇した場合はただ ちに撤去できる体制を取っています。また、年に 1 回、猪名川河川事務所立会いのもと、撤収作業の訓練 を実施しています。		

番号	01008	占有目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m ~ 8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

### 3. 占有内容の変更

(占有者作成)

変更前の 占有内容		変更後の占有内容	
変更要望 の内容			
内容変更 の 必要性			
変更の規模			
変更場所 の範囲図		管理 体制	

占有内容 変更による 河川環境 への影響	
占有内容 変更後に おける 環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	
その他 特記事項	

番号	01008	占有目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m ~ 8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

#### 4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占有地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該占有地は猪名川の中流部に位置し、低水路には自然再生として整備された砂礫河原が広がっている。水際にはツルヨシ群落のみられ、河岸にはカナムグラ群落やクズ群落が広がっている。</li> <li>・鳥類は、砂礫河原を利用するイカルチドリ、コチドリ等が確認されている。</li> <li>・重要種としては、水際にカワチシャ(植物)、砂礫地にイソシギ(鳥類)、コチドリ(鳥類)、ツルヨシ群落やオギ群落にはカヤネズミ(哺乳類)が確認されている。また水域には、カマツカ、ミナメダカ、コウライモロコといった魚類の重要種も確認されている。</li> </ul>
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> <li>・低水路の砂礫河原は、イソシギ、コチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。</li> <li>・水辺のワンドやたまりは、ミナメダカ、コウライモロコといった重要な魚類の生息環境として重要である。</li> </ul>
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水域までの距離: 約 5 ~ 50m</li> <li>・左岸は護岸が整備されているが、低水路には砂礫河原が広がっている。</li> <li>・右岸はツルヨシ群落が発達し、水際にはワンド環境もみられる。</li> </ul>
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約 1.5m</li> </ul>

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m ~ 8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

**5 . 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見**

(委員会作成)

**6 . 河川管理者の判断**

(河川管理者)

番号	01008	占用目的	東久代公園	許可受者	川西市	場所	右岸 8.0K+50m ~ 8.6K
----	-------	------	-------	------	-----	----	--------------------

【参考】委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



上流側全景



下流側全景



堤防表法面の状況



観覧席護岸横の堤防損傷



不法占用の状況



河岸側の状況

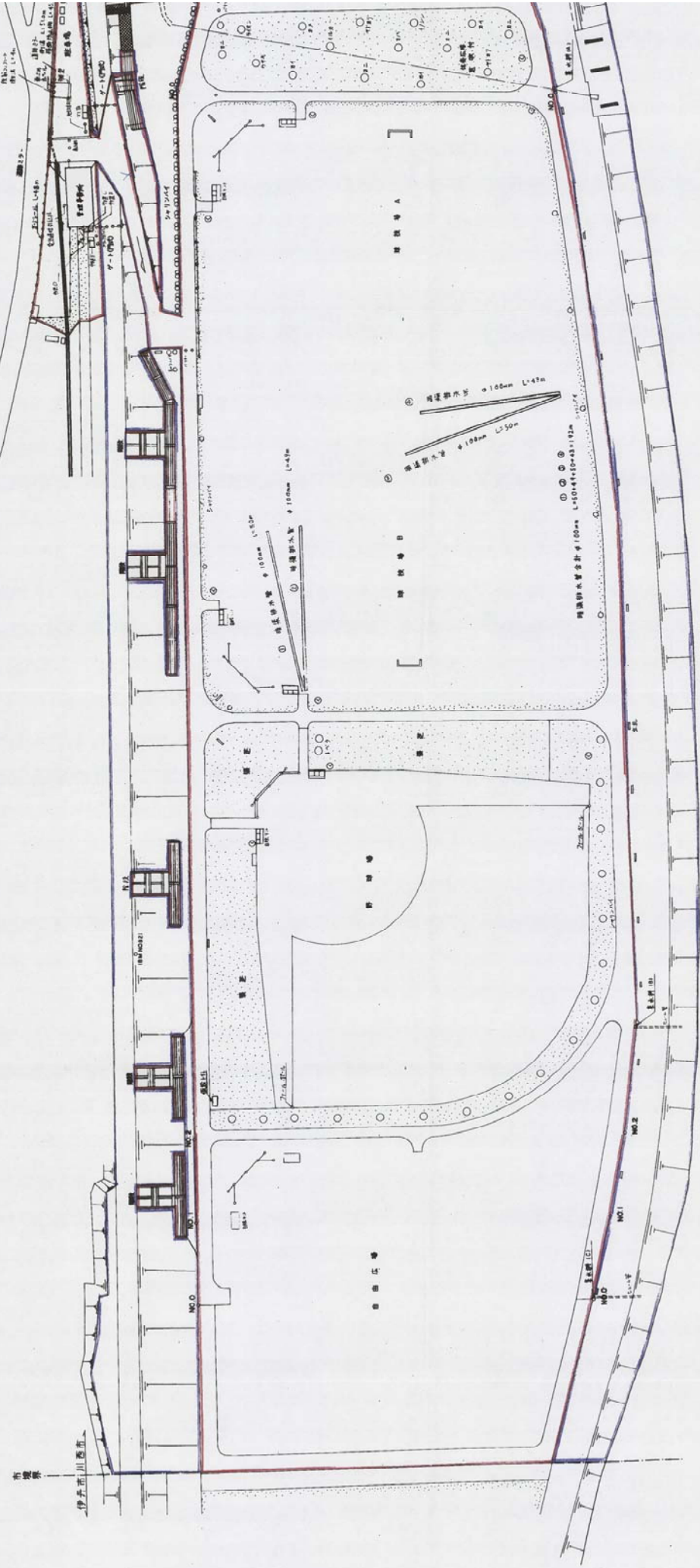


堤外側の駐車場



利用ルール明示看板





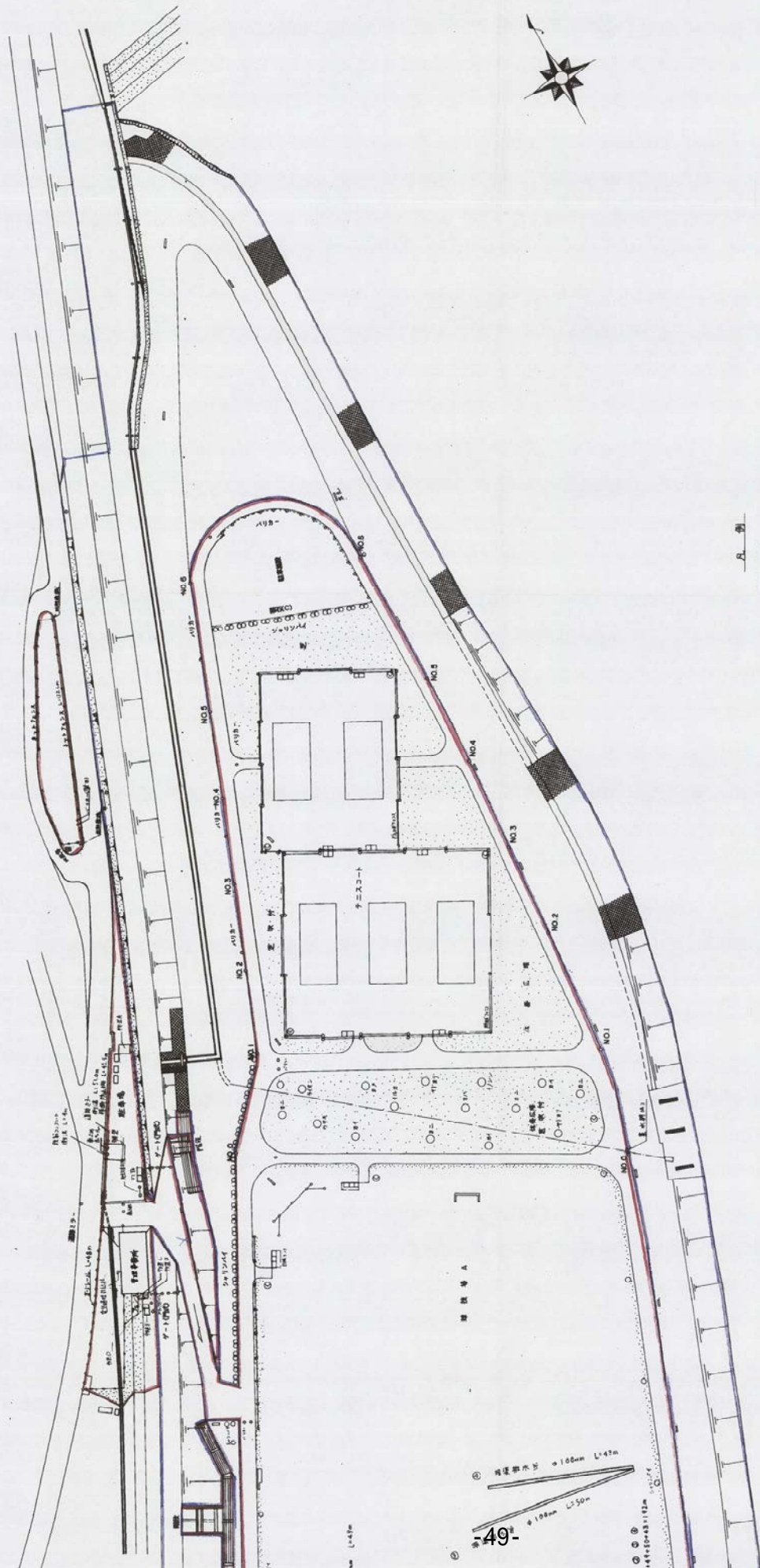
北

平面図

SCALE

伊丹市川西町





凡例  
 川西管理区域  
 川西市占用区域

平面図  
 SCALE=1:600



-49-

河川保全利用チェックリスト / その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>：保全されている</li> <li>：どちらともいえない</li> <li>×：保全されていない</li> </ul>		生態系への影響が懸念される殺虫剤等の散布を行わない		引き続き外来種対策に取り組みたい	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>：連続性が確保されている</li> <li>：どちらともいえない</li> <li>×：分断されている</li> </ul>		一部はテニスコートやグラウンド利用しているものの、周辺は自然を残している		テニスコート、グラウンド、園路等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>：配慮されている</li> <li>：どちらともいえない</li> <li>×：配慮されていない</li> <li>-：該当する工作物が無い</li> </ul>		舗装箇所は最低限に留め、自然を残している	×	舗装箇所については生物多様性に配慮した構造にはなっていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>：実績又は計画が妥当である</li> <li>：実績又は計画がやや妥当性にかける</li> <li>×：特に実施していない</li> </ul>		啓発看板について、河川洪水時にも危険のない状態での設置等を引き続き検討する	×	環境保全にかかると啓発看板等は設置されていない	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>：実績又は計画が妥当である</li> <li>：実績又は計画がやや妥当性にかける</li> <li>×：特に実施していない</li> </ul>		河川レンジャーと連携し生物多様性に関する環境学習会を実施	○	河川レンジャーと連携した環境学習会が実施されている	
生物多様性の保全・再生								

河川保全利用チェックリスト / その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価	
川の利用と責任 C	利用形態	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	: 川とふれあう施設である : どちらともいえない x : 川とふれあう施設ではない		施設周辺の水深が深いため川へのアクセスは容易ではないが自然観察は可能		川とふれあう施設ではないが、自然観察等活用を図る余地はある		
	利用状況の把握	C-1	施設の利用率(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	: 把握している : ある程度の推定はできる x : 把握していない		指定管理者による利用率の把握と報告あり	○	利用率の把握はされている	
		C-2	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	: 定めている : 定めているが不十分 x : 定めていない		利用上のルールを定めており指定管理者により運用されている	○	利用上のルールが定められている	
		C-3	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	: 明示している : 一部明示している x : 明示していない		看板による明示あり	○	看板による利用者への明示がされている	
	公共性の担保	C-4	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	: 排他・独占的な利用はない : どちらともいえない、不明 x : 排他・独占的な利用がある		事前申請した体育施設利用者以外でも公園スペースは自由に利用できる	○	体育施設は事前予約により、その他は自由使用により、広く一般に利用されている	
		C-5	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	: 十分配慮している : 配慮しているが不十分 x : 配慮が全く不足している、無配慮 : 駐車場はない		駐車スペースの整備を行い、通行経路を案内する看板等を設置している。	○	堤外、堤内に駐車場があり、それぞれ河川利用者等の通行には配慮されている	
	駐車場	C-6	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	: 十分検討している : 検討しているが不十分、現在検討中 x : 検討が全く不足している、未検討 : 設置の要望や計画がない			-	新たな駐車場の計画はない	

河川保全利用チェックリスト / その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理 管理体制 D-1	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	整備されている :一部整備、整備途上 ×:整備されていない		指定管理者による管理	○	指定管理者による管理が実施されている	
	施設管理 管理計画 D-2	施設の管理計画は適正であるか	適正である :一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない		今後の修繕計画等をリスト化し指定管理者による定期的なチェック及び市への報告を行っている。	×	指定管理者により管理状況が把握され、市に報告された。ただし、不法占有部分については、除草等の管理が適切に実施されていない。	
不法占有	不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	適正管理されている ×:不法占有の実態がある	×	不法占有の実態あり(行政代執行も視野に入れて撤去を検討中)	×	不法占有されている箇所がある	

取組状況報告書 東久代公園(川西市)

【許可更新時】

〔前回審議された時の意見〕

番号	更新時委員会の意見 (H27年度第2回)	中間報告時の市の回答 (H30年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	メリケントキンソウ等外来種への対策を強化していただきたい。	メリケントキンソウについては、見つけたら除去をし、ロープを張って入らないように対策をしています。ため、減少しています。	定期的な施設内パトロールにより、見つけ次第除去を実施。また、生息域の拡大になるので公園の維持作業では種子の衣服等への付着に注意しています。		
2	不法占用対策について引き続き努力していただきたい。	猪名川河川事務所とともに数回、不法占用者事務所を訪問し、文書を預けるも、本人と接触できていません。現場にも二度に渡り撤去指示看板を設置するも、状況に変化は見られていません。	猪名川河川事務所と連携し、不法占用者に撤去を指示しています。令和2年度には弁護士を通じて、通知文書の通知等を実施。占用物の移動等は確認できたが、完全撤去にまでは至っていません。		
3	環境学習会をこれからも進めていただきたい。	平成30年8月11日に利用団体に対し、環境学習会を実施しました。参加した子ども達の環境への関心が大きかったため、今後の年間行事として定期的な活動を進めて参ります。	令和2年12月6日に利用団体に向けて環境学習会を実施し、外来植物の駆除を行いました。参加した子どもたちの環境への関心も高まったようで、今後も定期的な開催に努めます。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H30年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	メリケントキソウについては、今後も継続して対応されたい。	定期的な施設内パトロールにより、見つけ次第除去を実施。また、生息域の拡大になるので公園の維持作業では種子の衣服等への付着に注意しています。		
2	不法占用対策については、今後も引き続き努力していただきたい。	猪名川河川事務所と連携し、不法占用者に撤去を指示しています。令和2年度には弁護士を通じて、通知文書の通知等を実施。占用物の移動等は確認できず、完全撤去にまでは至っていません。		
3	環境学習会については、年1回と言わず、積極的に進めてほしい。	猪名川河川レンジャーと相互協力し、利用者を対象とした環境学習会を開催し、環境保全について考える機会を提供しています。		



甲様式 1

27国近整猪占調河占第155号

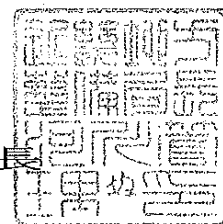
## 許 可 書

住所  
氏名 川西市

平成28年3月2日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（東久代公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成28年 8月16日

近畿地方整備局長

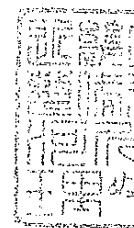


(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園
- 3 場所 川西市東久代1丁目地先  
(右岸8.0k+50m~8.6km)
- 4 工作物の名称  
又は種類 東久代公園
- 5 工作物の構造  
又は能力 別紙のとおり
- 6 工期 \_\_\_\_\_
- 7 占用面積 72,128.65㎡
- 8 占用期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

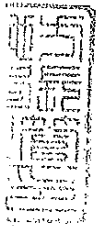






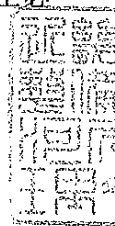
9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、~~工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、~~第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。その申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。~~
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、~~ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。~~
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
  - 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
  - 三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。
- (9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を經由して河川管理者に届け出ること。
  - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
  - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
  - 三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができなくなるとき。
  - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必



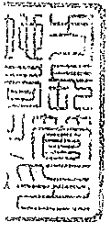
要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

- (11) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (13) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (14) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。
- 一 占用の期間を満了したとき。
  - 二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなつたとき。
  - 三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。
  - 四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。
- (18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」という。）の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物



は堤内の土地に搬出しておくこと。

- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。



別紙

工作物の構造又は能力

【園路】

縁石(A) L=3,763m		
L=10.0m	(幅員10m)	アスファルト舗装(t=3cm)
L=10.0m	(幅員8m)	"
L=890.0m	(幅員5m)	"
L=631.0m	(幅員3m)	アスファルト舗装(t=5cm)
L=188.0m	(幅員5m)	アスファルト舗装(t=3cm)
L=153.0m	(幅員3m)	アスファルト舗装(t=5cm)

【広場】

自由広場 1箇所 A=約11,000㎡

バックネット		1基(可搬式)
日除けテント	5.0m×2.5m	2基
サッカーゴール		2組(可搬式)
スコアボード		1基(可搬式)
グラウンド整備道具箱		1基(可搬式)

休養広場

約5,950㎡(堤外)

【運動施設】

野球場 1面 A=約16,000㎡

バックネット		1基(可搬式)
ファールボール		2本( " )
スコアボード		1基( " )
グラウンド整備道具箱		1基( " )
縁石(B)		L=255m
日除けテント	5.0m×2.5m	2基

球技場 1面(A・B) A=約24,000㎡

バックネット		2基(可搬式)
スコアボード		2基( " )
サッカーゴール		4組( " )
グラウンド整備道具箱		2基( " )
縁石(B)		L=255m
防球フェンス	(H=5.0m)	L=56m
日除けテント	5.0m×2.5m	4基

テニスコート 5面 A=約5,000㎡

球技コート付帯設備		1式(可搬式)
球技コート整備道具箱		1基( " )
防球フェンス	(H=2.0m)	L=330m
縁石(B)		L=378m

【修景施設】

植栽

トベラ		10本
シャリンバイ		1,210本

芝生

【休養施設】

ベンチ

34基(可搬式)

【便益施設】

水道管 (φ=40mm) L=46m

【遊戯施設】

小動物 15基

【その他管理施設】

階 段		5箇所
車止め		3箇所
集水枡		3箇所
ヒューム管		L=46.0m
ガードレール		L=48.0m
フェンス		L=74.4m
側 溝		L=51.0m
立 札		31箇所 (可搬式)
屑かご		11箇所 (可搬式)
管理事務所 (8.1m×18.0m)		1式
地蔵尊 (1.3m×1.4m)		1式
フェンス		L=132.6m
道路規制標識		2基
バリカー (擬石タイプ)		2基
バリカー (引拔式)		25基 (可搬式)
バリカー (門型式)		2基
道路ミラー (キーパーミラー 2面鏡)		1基
道路ミラー (キーパーミラー 1面鏡)		1基
駐車場舗装 (アスファルトt=5cm)		A=562m <sup>2</sup>
駐車場舗装 (アスファルトt=5cm)		A=1,260m <sup>2</sup> (堤外地)
横断防止柵 (フロントビー, PZ-A3-8B-C)		L=45.5m
電気・通信引込柱 (鋼管柱) NAポールTS-9		1本
暗渠排水管 φ=100mm		L=192m
男女兼用トイレ		2基 (可搬式)
手洗い水槽		1基 (可搬式)
車止めポール		2本
擁 壁	H=0.6m	L=10m
鉄筋コンクリート側溝	W=0.52m	L=4.0m
物置		5基

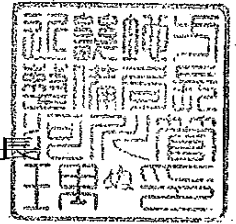
# 許 可 書

住所  
氏名 川西市

平成29年2月8日付けで申請のあった土地の占用、工作物の改築（東久代公園）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成29年 2月20日

近畿地方整備局長

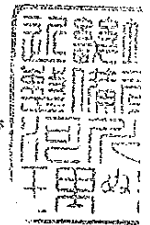


（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条による教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 目的 公園（東久代公園）
- 3 場所 川西市東久代1丁目地先、  
（右岸8.0k+50m～8.6km）
- 4 工作物の名称 階段、手摺り  
又は種類
- 5 工作物の構造 階段 6箇所（1箇所新規追加、既設置）  
又は能力 手摺り（ステンレス製） 0.0486m×7.0m 1基（今回新設）
- 6 工期 平成29年 2月23日から平成29年 2月28日まで
- 7 占用面積 72,152.83㎡
- 8 占用期間 平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで



9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。
- (4) この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、第6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となった日にすること。
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) この許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 この許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な

時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。

二 この許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 この許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

(8) 占用料は、別途兵庫県知事が定めるところによる。

(9) 出張所長がこの許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る土地の占用状況又は工作物の維持管理状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。

(10) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。

一 許可の際の住所氏名を変更したとき。

二 この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。

三 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。

四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。

(11) この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。

(12) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。

(13) この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。

(14) この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。

(15) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。

(16) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。

(17) この許可を受けた者は、次に掲げる場合には、出張所長の指示に従い、許可を受けた者の負担において、この許可に係る区域を原状に回復する等河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了後は出張所長の検査を受けること。

一 占用の期間を満了したとき。

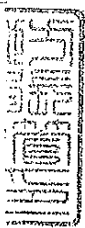
二 占用若しくは工事の目的を達することができなくなったとき。

三 占用若しくは工作物の用途を廃止したとき。

四 占用若しくは工事の許可が取り消されたとき。

(18) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

(19) この許可を受けた者は、利用者、一般公衆及び近隣住民（以下「利用者等」とい





- う。)の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制(土日・祝日及び勤務時間外を含む。)を出張所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 二 この許可を受けた者は、利用者等の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
  - 三 同号二に掲げる巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
    - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
    - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
    - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
  - 四 この許可を受けた者は、同号三に掲げるロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三に掲げるイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。
- (20) 出水時又はその恐れのあるときは、あらかじめこの許可に係る可搬式の工作物は堤内の土地に搬出して置くこと。
- (21) この許可に係る可搬式の工作物については、毎年度の出水期前に事務所長に届け出て、撤去訓練を実施すること。
- (22) この許可に係る区域内の樹木は、常に1メートル以内に刈込みしておくこと。
- (23) この許可に係る東久代公園の利用実態を明らかにする資料を調整しておくこと。
- (24) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。
- (25) 本件許可に係る工作物は平成28年8月16日付27国近整猪占調河占第155号の次回継続申請時に併せて申請のこと。